

## 「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

|  |   |   |
|--|---|---|
| 不利益処分名   | 物件に係る措置   |   |
| 根拠法令・条項  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<br>第7条、第29条、第50条、第63条<br>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則<br>第16条  |   |
| 所 管 課  | 健康福祉局 保健所 感染症対策課  |   |
| 処 分 基 準<br><br>(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由) | <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・設 定</span>                                          ・設定できない                                          ・基準を公開できない       </p> <p>         処分基準<br/>         市長が、一類から四類感染症、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき       </p> <p>         処分の対象<br/>         一類から四類感染症、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者       </p> <p>         処分内容<br/>         当該物件の移動の制限、若しくは禁止、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置及びこれに係る費用の徴収       </p> |   |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分                                       | 聴聞又は弁明の別  | ・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・弁 明</span> |
|  | (聴聞又は弁明の<br>手続を省略する場<br>合の根拠条項等)  | ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「<br>該当するため、手続を省略する。         するとき」に                               |
|  | 個別法により聴聞<br>又は弁明の手続の<br>適用が除外される<br>場合の根拠法令及<br>び条項   |   |